

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第14号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和4年3月15日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型いか釣り漁業 (自家用釣餌用)	1隻	5トン以上 30トン未満	定めなし	日本海海域 東津軽郡龍飛埼灯台と北海道松前郡白神岬灯台とを結んだ直線より西側の青森県日本海海域（ただし、共同漁業権漁場の区域を除く）	6月1日から 7月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 たいはえ縄漁業を営む者	令和4年3月15日から 令和4年5月9日まで	1 許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和4年7月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない
	1隻				6月1日から 10月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 たいはえ縄漁業及びまぐろはえ縄漁業を営む者	1 許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和4年10月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない	
	4隻				6月1日から 12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者	1 許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和4年12月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない	
	9隻				7月1日から 10月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者	1 許可の有効期間は、令和4年7月1日から令和4年10月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする	

